

基 発 0 3 2 5 第 2 号
平成 26 年 3 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

求償債権の回収業務委託実施要綱の一部改正について

第三者行為災害に係る求償債権の回収業務の業務委託については、「求償債権の回収業務の業務委託の実施について」（平成 17 年 7 月 19 日付け基発第 0719002 号）により求償債権の回収業務委託実施要綱を定めているところであるが、今般、これまでの業務実態を踏まえ、契約締結事務の簡素化及び支払い事務の明確化を図るため、この一部を下記のとおり改めることとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 4 の(1)中、なお書きを次のとおり改める。
なお、報酬額については、別紙 1 「求償債権の回収業務に係る報酬額算出表」（以下「報酬額算出表」という。）により算出される額とする（旅費は除く。以下同じ。）。
- 2 4 の(2)中、なお書きの前に、次のただし書きを加える。
ただし、契約期間の最終日は、契約年度の末日までとすること。
- 3 6 の(1)を、次のとおり改める。
報酬は報酬額算出表に基づき支払う。
- 4 別紙 1 「求償債権の回収業務に係る報酬額算出表」を別添 1 に改める。
- 5 別添 1 「契約書例（個人版）」及び別添 2 「契約書例（法人版）」を次のとおり改める。
(1) 第 7 条を削り、第 4 条から第 6 条を 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(契約期間)

第4条 この契約の契約期間は次のとおりとする。

契約期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

(2) 第8条第1項中、「終了報告書に記載されている納付承諾額の納付を確認後、」を削り、第2項を次のとおり改め、第3項を加える。

2 乙は、本件に係る旅費を請求することができる。

3 前項の請求があった場合は、甲は乙に対し、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき支払うものとする。

(3) 第9条から第13条を3条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の3条を加える。

(検査)

第9条 乙は、回収業務による債権の回収の成否等についての終了報告書を、甲が指定する検査職員に通知し、検査を受けなければならない。甲は、終了報告書を検査した後、契約期間の最終日を限度として、終了報告書に記載されている納付承諾額の納付を確認するものとする。

2 乙は、回収委託額の全部又は一部について回収できなかった場合は、報告書に折衝経緯等に関する文書を添付するものとする。

(契約金額の支払)

第10条 官署支出官〇〇労働局長（以下「官署支出官」という。）は、第8条第1項の報酬について、全ての検査終了後30日以内に、乙に支払うものとする。

2 官署支出官は、第8条第2項の規定により支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に、乙に旅費を支払うものとする。

(遅延利息)

第11条 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に対価を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

6 別添1「契約書例（個人版）」及び別添2「契約書例（法人版）」の別紙2「求償債権の回収業務に係る報酬額算出表」を別添2に改める。

求償債権の回収業務に係る報酬額算出表

- 1 求償債権回収業務における報酬については、最低保証額と回収額比例額を合算した額とし、最低保証額及び回収額比例額は各々下表のとおりとする。
 なお、回収額比例額は積み上げ方式とする。

回収委託額構成額	回収額比例額	最低保証額
300万円以下	実際の回収額の17%	<u>20万円</u> ※
300万円を超え3,000万円以下	実際の回収額の15%	—
3,000万円を超え3億円以下	実際の回収額の9%	—
3億円を超える	実際の回収額の6%	—

※一度委託した債権を受託者が全額回収できず、同一受託者に再度委託した場合は、報酬額から最低保証額を除く。

(算出例1:初回委託) 310万円の債権を回収した場合

最低保証額		200,000 円
回収額比例額	3,000,000 円 × 17% =	510,000 円
	100,000 円 × 15% =	15,000 円
報酬額		725,000 円

(算出例2:再委託) 一度委託した事案を同一受託者が310万円の債権を回収した場合

最低保証額		0 円
回収額比例額	3,000,000 円 × 17% =	510,000 円
	100,000 円 × 15% =	15,000 円
報酬額		525,000 円

- 2 債権を回収することが全く出来なかった場合(契約解除の場合を除く。)であっても、旅費のほか、最低保障額を支払う(※)。

求償債権の回収業務に係る報酬額算出表

- 1 求償債権回収業務における報酬については、最低保証額と回収額比例額を合算した額とし、最低保証額及び回収額比例額は各々下表のとおりとする。
 なお、回収額比例額は積み上げ方式とする。

回収委託額構成額	回収額比例額	最低保証額
300万円以下	実際の回収額の17%	<u>20万円</u> ※
300万円を超え3,000万円以下	実際の回収額の15%	—
3,000万円を超え3億円以下	実際の回収額の9%	—
3億円を超える	実際の回収額の6%	—

※一度委託した債権を受託者が全額回収できず、同一受託者に再度委託した場合は、報酬額から最低保証額を除く。

(算出例1:初回委託) 310万円の債権を回収した場合

最低保証額		200,000 円
回収額比例額	3,000,000 円 × 17% =	510,000 円
	100,000 円 × 15% =	15,000 円
報酬額		725,000 円

(算出例2:再委託) 一度委託した事案を同一受託者が310万円の債権を回収した場合

最低保証額		0 円
回収額比例額	3,000,000 円 × 17% =	510,000 円
	100,000 円 × 15% =	15,000 円
報酬額		525,000 円

- 2 債権を回収することが全く出来なかった場合(契約解除の場合を除く。)であっても、旅費のほか、最低保障額を支払う(※)。